

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

香川県知事 浜田 恵 造

香川県規則第4号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年香川県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等又は<u>中学校</u>における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第7条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>第5条 条例別表第1の2の3の項の規則で定める事務は、<u>B型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務</u>（同表の2の2の項及び4の項に掲げる事務を除く。）であって令第71条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>第10条 条例別表第1の備考の規則で定める者は、高等学校等又は<u>私立の中学校</u>の設置者とし、これらの者は、知事又は教育委員会が別に定めるところにより同表の1の項又は5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第6条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>第9条 条例別表第1の備考の規則で定める者は、高等学校等の設置者とし、これらの者は、知事又は教育委員会が別に定めるところにより同表の1の項又は5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p>

(条例別表第2の規則で定める情報)

第11条～第13条 略

第14条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第6条に規定する事務のうち令第22条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあつては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

(1)～(4) 略

第15条 略

(条例別表第3の規則で定める情報)

第16条 略

第17条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号に規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第19条において同じ。）に関する情報とする。

第18条～第20条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(条例別表第2の規則で定める情報)

第10条～第12条 略

第13条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第5条に規定する事務のうち令第22条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあつては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

(1)～(4) 略

第14条 略

(条例別表第3の規則で定める情報)

第15条 略

第16条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号に規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第18条において同じ。）に関する情報とする。

第17条～第19条 略